

鹿児島県がん対策推進企業等連携協定制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「鹿児島県がん対策推進企業等連携協定制度」に係る協定（以下「協定」という。）に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 がんに関する正しい知識の普及、早期発見のためのがん検診受診率向上などに積極的に取り組む企業等と県が協定を締結し、がん対策を連携して推進し、もって「すべての県民が、がんを正しく理解し、がんと向き合い、がんに負けることのない社会」の実現に寄与することを目的とする。

(対象企業等)

第3条 県が協定を締結する者は、県内に主たる事業所又は支店等を有し、がん対策の推進活動に意欲を有する企業や事業者団体（以下、「企業等」という。）とする。ただし、医療機関及び自ら検診業務を行う企業等を除く。

(協定要件)

第4条 次に掲げる要件のいずれかに該当する企業等と、県は協定を締結するものとする。

- (1) 業務内容が、がん予防、受診率の向上の取組に関連している企業等
- (2) 地域密着型で県民と接する窓口を多数有する企業等
- (3) 従業員に対するがん予防を中心とした健康づくりの取組が、他の模範となる企業等
- (4) 従業員に女性が多く、女性の健康づくりに意欲的な企業等
- (5) 従業員に対し、仕事とがんの治療との両立を支援する取組を行っている企業等
- (6) その他、企業等の提案する取組により県民のがん検診受診促進に大きな効果が期待できる企業等

2 次の事項に該当する場合は、協定を締結しないものとする。

- (1) 公序良俗に反する企業活動を行うもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 県の入札参加資格指名停止措置を受けているもの
- (3) 人権侵害の事象があったもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治活動を助長するおそれのあるもの
- (5) 宗教活動を助長するおそれのあるもの
- (6) 次の業種に該当するもの
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各号に規定する営業を行うもの
 - イ 消費者金融・高利貸しに係るもの
 - ウ ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）
- (7) その企業等において受動喫煙防止措置を講じていないもの又はそのおそれのあるもの
- (8) その他、県が締結が不適切と認めるもの

3 協定締結後、前項に該当する事象が発生した場合は、協定を解除する場合がある。

(申込み)

第5条 協定締結を希望する企業等は、知事に、がん対策推進企業等連携協定申込書（別記様式1）を提出するものとする。

(協定締結)

第6条 知事は、申込書の提出があった場合は、書類審査等を行い、要件を満たすとともに取組が適切に実行されると見込まれる場合には、がん対策推進企業等連携協定を締結する。

2 協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の末日までとし、期間の満了1か月前までに終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とす

る。

(取組の内容)

第7条 県と協定を締結した企業等（以下「協定企業等」という。）は、次の各号に掲げる取組をそれぞれ一つ以上行う。

(1) 県民に対する取組

ア 顧客窓口におけるパンフレット等の配布やポスターの掲示等によるがん検診の受診勧奨

イ がん検診の受診等啓発イベント（キャンペーン等も含む）の実施

ウ 県民へのがん検診受診等啓発の実施

エ その他、がんに関する正しい知識の普及に関する積極的な取組

(2) 従業員に対する取組

ア 従業員・家族に対するがん検診の受診勧奨

イ 従業員・家族へのがん検診情報の提供

ウ 従業員が仕事とがんの治療を両立できるよう支援する取組

(取組状況の報告)

第8条 協定企業等は、毎年度、翌年度の4月末日までに、がん対策推進企業等連携協定取組状況報告書（別記様式2）により、知事に報告しなければならない。

2 協定企業等は、知事から取組状況の報告を求められたときは、知事が別に定めるところにより、報告しなければならない。

(支援)

第9条 県は、協定企業等に対して、その求めに応じ、次に掲げる支援を行う。

(1) がん検診等に関する情報提供及び職員研修への協力

(2) 県のホームページ等に協定企業等の名称や取組を掲載

(3) 協定企業等の商品パッケージ、広告等に「鹿児島県がん対策推進企業等連携協定締結企業」等である旨の表示をすることの許諾

(協定の解除)

第10条 知事及び協定企業等は、当事者間の協議により、協定を解除することができる。

2 知事又は協定企業等は、相手方が法令及び本要綱、協定のいずれかに違反した場合は、協定を解除することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

鹿児島県がん対策推進企業等連携協定申込書

鹿児島県知事 殿

企 業 名

代表者氏名

1 企業等の概要

本社の所在地	
業種（事業内容）	*日本標準産業分類における業種を記入してください。
鹿児島県内の事業所 または支店の住所・ 従業員数（男女別）	
既に企業として取り 組んでいる健康づく りの事例	*ホームページで情報提供している場合は、当該ホームページのアドレスも記入してください。
担 当 者 連 絡 先	住所： 所属部署・氏名： 電話： FAX： E-mail：

2 要件の該当状況：該当するものにチェック（複数選択可）

- 業務内容が、がん予防、受診率の向上の取組に関連している企業等
- 地域密着型で県民と接する窓口を多数有する企業等
- 従業員に対するがん予防を中心とした健康づくりの取組が、他の模範となる企業等
- 従業員に女性が多く、女性の健康づくりに意欲的な企業等
- 従業員に対し、仕事とがんの治療との両立を支援する取組を行っている企業等
- その他、企業等の提案する取組により県民のがん検診受診促進に大きな効果が期待できる企業等

3 協定に基づく企業等の取組予定内容

県民に対する取組	
従業員に対する取組	

4 添付書類

- ・ 「会社案内」等、企業等の事業内容がわかる資料
- ・ これまでも、「がん対策」に取り組んでいる場合、その資料
- ・ 企業等における「受動喫煙防止措置」の内容がわかる資料
- ・ 暴力団排除に係る誓約書及び役員等名簿（別紙）

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の協定等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
(ふりがな)
氏 名
法人又は団体にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名

(注) 1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。

2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

年 月 日

鹿児島県がん対策推進企業等連携協定取組状況報告書

鹿児島県知事 殿

企 業 名

代表者氏名

鹿児島県がん対策推進企業等連携協定に関する取組について、下記のとおり報告します。

記

1 取組結果

区 分	具 体 的 な 内 容

2 担当者連絡先

所属部署・氏名：

電話：

F A X：

E-mail：

注 1) 「区分」欄には、次の中から該当する項目の番号を記載してください。

- (1) 顧客窓口におけるパンフレット等の配布やポスターの掲示等によるがん検診の受診勧奨
- (2) がん検診の受診等啓発イベント（キャンペーン等も含む）の実施
- (3) 県民へのがん検診受診等啓発の実施
- (4) 従業員・家族に対するがん検診の受診勧奨
- (5) 従業員・家族へのがん検診情報の提供
- (6) 従業員が仕事とがんの治療を両立できるよう支援する取組
- (7) その他、がんに関する正しい知識の普及に関する積極的な取組

注 2) パンフレットや実施状況の写真等、参考となる資料があれば添付してください。